

令和3年8月26日

まちづくり委員会資料

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定に
伴うパブリックコメントの実施について

建設緑政局

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定に伴うパブリックコメントの実施について

1 指定の経緯

- 本市では、公共の場所における自転車等の放置による危険等を除去し、歩行者の通行の安全などを図るため、昭和62年に「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定。
- 市内55の鉄道駅のうち、自転車利用の状況を踏まえ、49の駅周辺において放置禁止区域の指定を行い、放置自転車対策を実施。
(※未指定駅：大川、武蔵白石、扇町、昭和、矢向、若葉台駅周辺)
- 麻生区内では、隣接する町田市内の鶴川駅を含む9駅周辺のうち、8駅において放置禁止区域の指定を行っている。
- 若葉台駅周辺についても、自転車利用の状況を踏まえ、総合計画第2期実施計画において、令和3年度に放置禁止区域の指定を位置づけており、取組を進めている。

＜麻生区内の放置禁止区域指定状況＞

駅名	指定日
百合ヶ丘	昭和62年10月1日
新百合ヶ丘	平成 2年 3月1日
柿生	平成 6年 4月1日
※ 鶴川	平成19年 4月1日
五月台	平成19年 4月1日
栗平	平成 2年 3月1日
黒川	平成24年 1月1日
はるひ野	平成22年 3月1日
若葉台	未指定

※隣接する町田市内の駅

2 若葉台駅周辺の自転車利用の状況

- 麻生区内全体の駐輪場については、9駅周辺に民間施設を含め53箇所整備されている。
- そのうち、若葉台駅周辺の駐輪場については、稲城市営駐輪場1箇所、民営駐輪場3箇所、計4箇所。収容台数は943台、令和元年度の平日16時の実態調査による利用台数は696台、利用率は73.8%となっている。なお、平成27年度の実態調査の利用台数では458台あり、令和元年度までの5年間で238台増加している。
- 放置自転車については、市道ハナミズキ線歩道橋下を含む駅周辺において、特に夕方の時間帯に1日30台程度放置されている状況となっている。

＜麻生区内の駐輪場利用の状況＞

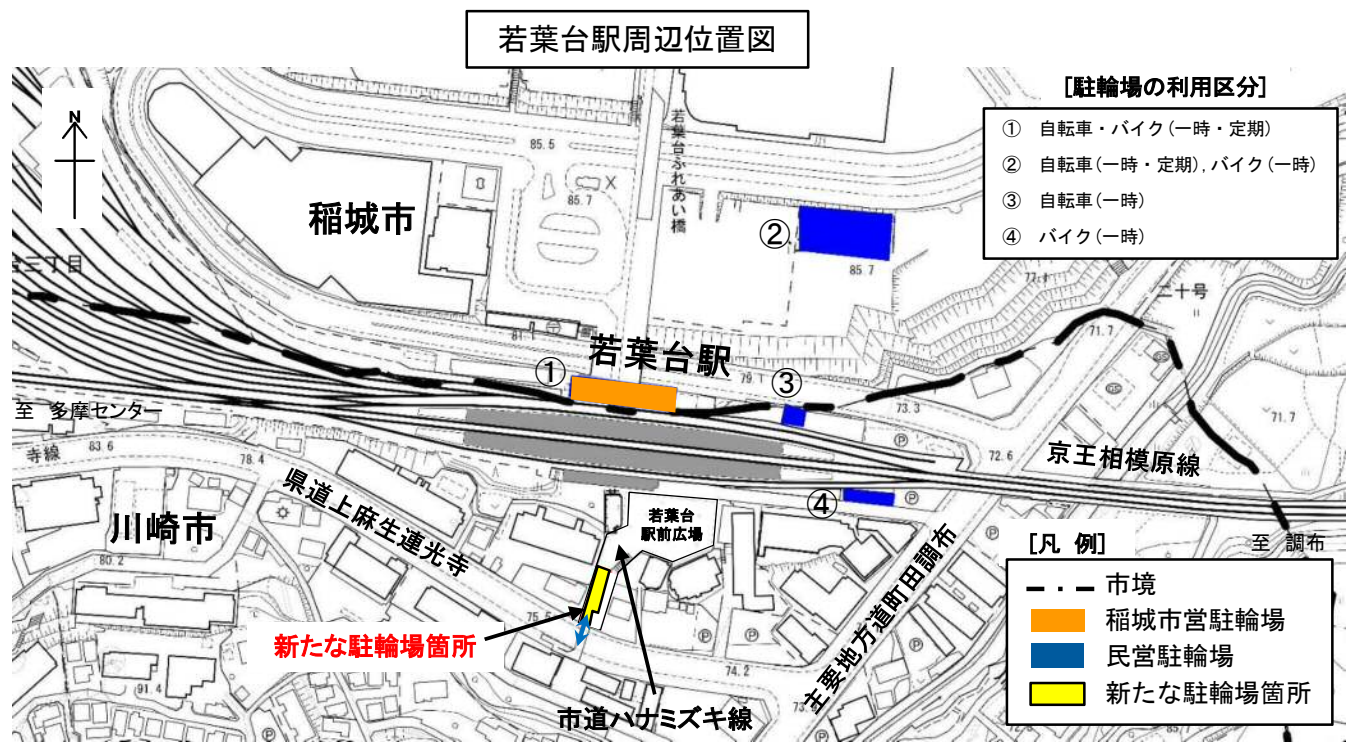
	駐輪場	収容台数	実態調査 (令和元年度 平日16時)	
			利用台数	利用率
麻生区内9駅周辺	53箇所	12,445台	9,030台	72.6%
うち若葉台駅	4箇所	943台	696台	73.8%



※市道ハナミズキ線歩道橋下の放置自転車等の状況 (令和3年3月16日17時)

3 若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域の指定（案）

- 当該駅周辺における放置自転車等の実態を捉え、駅から概ね半径300mの範囲を基本に、本市が管理する主要地方道町田調布及び県道上麻生連光寺や、市道ハナミズキ線の道路を対象として放置禁止区域の指定を行う。



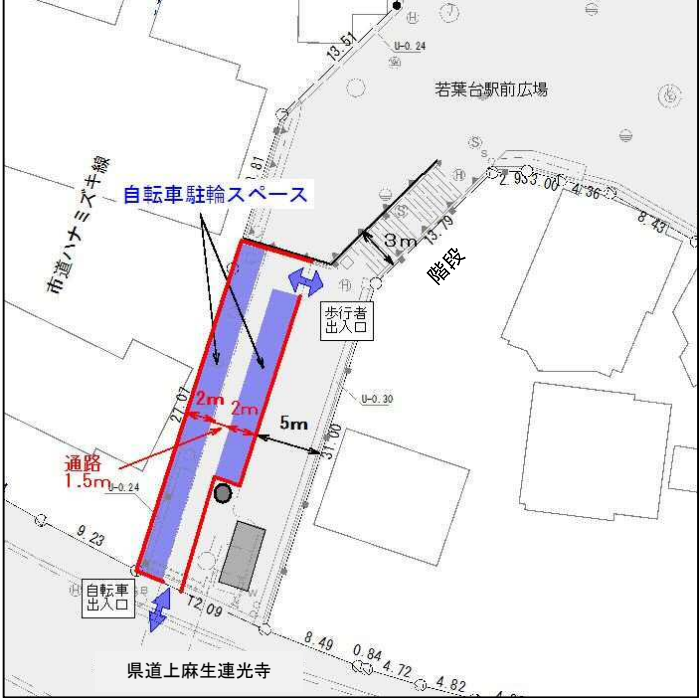
4 新たな駐輪場整備

- 自転車等放置禁止区域の指定に合わせ、増加する自転車利用への対応を図るため、新たな駐輪場整備を進める。
- 市道ハナミズキ線の現状の放置自転車等の改善に加え、利便性向上等を図るため歩道橋下付近にて整備を行う。

＜整備概要＞

- 敷地面積 : 約135㎡
- 収容台数 : 自転車約85台
- 利用時間 : 24時間利用可
- 整備期間 : 令和3年12月着手
令和4年 3月完成（予定）

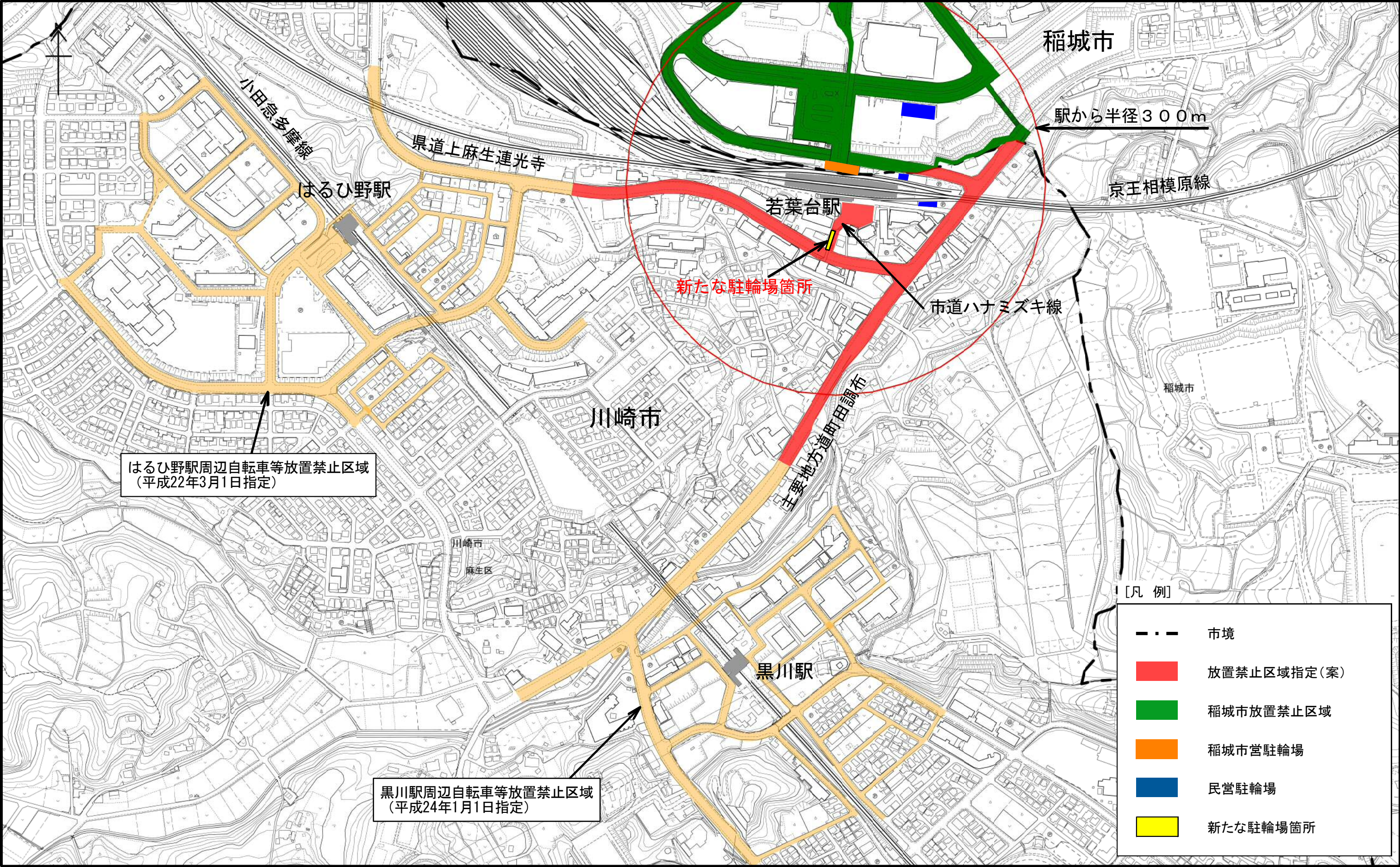
【配置図】



5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|--|
| 令和3年9月6日～10月8日 | パブリックコメントの実施 |
| 12月 | 駐輪場整備に伴う条例改正に関する議案の上程及び自転車等放置禁止区域指定の告示 |
| 令和4年1月 | 事前周知（チラシ配布・横断幕設置など） |
| 4月1日～ | 放置禁止区域指定及び新たな駐輪場の運用開始 |

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定（案）



※この地図は、東京都区域については、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものです。（承認番号）3都市基交著第3号
また、川崎市区域については、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。（承認番号）川崎市指令ま計第11号

若葉台駅周辺自転車等放置禁止区域指定（案）について ご意見をお寄せください

本市では、公共の場所における自転車等の放置による危険等を除去し、歩行者の通行の安全などを図るため、昭和62年に「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、自転車利用の状況を踏まえ、市内49駅周辺において放置禁止区域を指定し、放置自転車対策を実施しております。

麻生区内については、8駅周辺において、順次、放置禁止区域の指定を行っております。若葉台駅周辺についても、自転車利用の状況を踏まえ、総合計画第2期実施計画において、令和3年度の放置禁止区域の指定を位置づけ、取組を進めております。

つきましては、若葉台駅周辺放置禁止区域の指定について、皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集の期間

令和3年9月6日（月）～令和3年10月8日（金）

※郵送の場合は、令和3年10月8日（金）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

（1）電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

（2）ファクシミリ

FAX番号：044（200）3979（川崎市建設緑政局自転車利活用推進室）

（3）郵送先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

（4）持参先

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。
- ・ 郵送先と持参先は、住所が異なりますのでお気をつけください。
- ・ 持参時の提出時間は、開庁日の8時30分から17時15分（昼休み12時から13時を除く）

3 資料の閲覧及び配布場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所市政資料コーナー、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局自転車利活用推進室

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

電話：044（200）2303 FAX番号：044（200）3979

E-mail: 53ziten@city.kawasaki.jp